R
346.5
N77

泰國一九四一年現行關稅定率表

日本綿糸輸出組合調査課編

0031395000

0031395-000

R３４６．５－Ｎ７７ウ

泰国１９４１年現行関税定率表

日本綿糸布輸出組合調査課

昭和１６

AEB

92
12

泰國一九四一年現行關稅定率表

日本綿糸布輸出組合調査課

R
346.5
N77

はしがき

大東亜共榮圏の建設が緒に就くに従ひ我國對泰國の貿易は益々其の重要性を加へて來た。本編輯部に於ては之に鑑みて泰國の現行關税表を附錄として發行することゝなりました、切に江湖の御利用を望みます。

尙泰國の關税は一八五六年の英遲條約によつて創設されたもので、當時輸入税は一率に從價三分に限られて居た。一九二七年に初めて不平等條約の改正を行ひ待望の關税自主權を得たので直ちに新關税定率法を制定實施した。其の後度々の改正を經て來たが、一九三八年には大改正を行つて、從來の從價制を主とする輸入税を從量制に改めた。例へば綿布の如き、一率に從價五分であつたのが從量制となつたのである。爾後は殆んど變化を見て居ない。

發行所寄贈本

921
124

稅率表目次

輸入稅表

第一類 食料品……三
第一節 肉類及魚類……三
第二節 牛乳、酪農産物、卵、食用油等……三
第三節 蔬菜及果實……三
第四節 茶、珈琲、ココア……四
第五節 調味用の芳香を有する植物性物質、及ソース、香味料、チヤトネイ等……四
第六節 穀物、穀粉及其等の調製品……四
第七節 砂糖及砂糖製品……五
第八節 雜食料品……五
第二類 酒精、酒精含有飲料及其他の飲料並酢……五
第九節 酒精、酒精含有飲料及其他の飲料並酢……五
第三類 原料品……六
第十節 雜原料品及同製品……六
第四類 織物以外の製品……七
第十一節 化學及藥學生成品等、化粧用調合品等……七
第十二節 陶磁器類……八
第十三節 染料及ワニス……九
第十四節 電氣器具……九
第十五節 履物……一〇
第十六節 燃料、油、脂肪質、グリース、蠟及其等の製品……一〇
第十七節 硝子及硝子製品……一一
第十八節 カンバス製品、纖維及同製品、包裝用、袋等（ガンニーを除く）……一二
第十九節 皮革、擬造皮革及同製品……一二
第二十節 綿す、綿す製造用材料、點火器……一三
第二十一節 卑金屬及同製品……一三
第二十二節 機械器具（電氣機械器具を含む）及同部分品……一五
第二十三節 紙及同應用品……一六
第二十四節 煙草及同製品……一八
第二十五節 木製品……一八
第二十六節 車輛、同部分品及附屬品……一八
第二十七節 雜製品……一九
第五類 織物……二三
第二十八節 織物材料及同製品……二三
第六類 輸入稅免除……二六
第二十九節 輸入稅を免除せらるゝ雜製品……二六
第七類 一般從價稅率を課せらるべき商品……二七
第三十節 其他の全商品……二七
輸出稅表……二九

輸入税表

税番	分類	税額 従量	税額 従量 課税單位	税額 従量 税率
	第一類 食料品			
	第一節 肉類及魚類			
一	各種の肉、死したる鳥獸並に其等を調製したるもの			
	(イ)生鮮なるもの又は冷凍したるもの	—	毎瓩	〇・四〇
	(ロ)乾したる又は料理したる肉其他調製したるもの、若しくは罐又は他の密閉したる容器に保藏したるもの	—	毎瓩(内容物の總重量に付)	〇・六〇
二	罐又は他の密閉したる容器に保藏されたる魚にして別號に含まざるもの(甲殼類及軟體動物を含む)	—	毎瓩(内容物の總重量に付)	〇・二〇
三	罐又は他の密閉したる容器に保藏されざる魚(甲殼類及軟體動物を含む)			
	(イ)鳥賊及海鼠	—	毎瓩	〇・二五
	(ロ)ブラチヤン	—	同	〇・〇五
	(ハ)鱶鮨及鮑	—	同	〇・五〇
	(ニ)コムボイ	—	同	〇・五〇
	(ホ)其他生きたる、生鮮なる、冷凍したる、又は單に鹽を施したる(乾さゞる)各種の魚	—	同	〇・〇八
	(ヘ)其他の乾製、燻製、又は他の方法にて調製したる各種の魚	—	毎瓩	〇・一〇
	例外—(イ)(ロ)(ハ)(ニ)にして罐又は他の密閉したる容器に保藏して輸入されたるものは其の内容物の總重量に付毎瓩〇・〇一銖の附加税を課す			
	第二節 牛乳、酪農產物、卵、食用油等			
四	罐又は他の密閉したる容器に納めたる殺菌乳又は煉乳	—	同	〇・〇六
五	ミルクフード及乾乳	—	同	〇・三〇
六	バター、半酪油	—	同	〇・五〇
七	別號に含まざる油、脂肪、脂肉食用油	—	同(固體なる時)	〇・二〇
		—	毎立(液體なる時)	〇・二〇
八	チーズ	—	毎瓩	〇・六〇
九	卵(魚卵を除き)孵化用卵を含む	—	同	〇・二〇
	第三節 蔬菜及果實			
一〇	罐又は他の密閉したる容器に保藏したる各種の蔬菜にして別號に含まざるもの			
	(イ)蕈類	—	毎瓩(内容物總重量に付)	〇・五一
	(ロ)其他のもの	—	同	〇・一〇
一一	別號に含まざる各種の蔬菜及其の調製されたるもの(罐又は他の密閉したる容器に保藏されざる)			
	註、酢漬にて輸入されたる蔬菜にし			

	て(イ)より(ホ)の中に含まるゝものは右酢漬蔬菜の重量毎一瓩に付〇・〇一銖の附加税を課す			
	(イ)蕈類	—	毎瓩	0・五〇
	(ロ)乾大蒜、乾玉葱、馬鈴薯	—	同	0・〇五
	(ハ)乾したる鹽玉菜(タンチャイ)	—	同	0・10
	(ニ)其他の生鮮なる、冷凍したる、又は鹽を施したる各種の蔬菜	—	同	0・〇六
	(ホ)其他の乾したる各種の蔬菜(鹽を施したると否とを問はず)百合花、胡麻、メロン種子、海草を含む	—	同	0・〇八
一二	罐又は他の密閉したる容器に保蔵されたる別號に含まざる食用果實	—	毎瓩(内容物總重量に付)	0・二〇
一三	別號に含まざる食用果實及其の調製されたるもの(罐又は他の密閉したる容器に保蔵されざる)			
	(イ)椰子(椰子製品を含まず)	—	毎百個	1・00
	(ロ)別號に含まざる生鮮なる、及鹽を施したる果實並堅果(落花生を含む)	—	毎瓩	0・10
	註、輸送中の貯蔵の爲鹽水、硫黄水又は他の溶液に浸して輸入されたる果實を含む			
	(ハ)乾したる、壓縮したる、砂糖漬にしたる、又は結晶せしめたる果實	—	同	0・一七
	第四節 茶、珈琲、ココア			
一四	茶	—	同	0・五〇
一五	珈琲、ココア、又は其の調製されたるものにして別號に含まざるもの	—	同	0・三〇
	果實、堅果又は各種の糖果を含み或は含まざるもの	—	毎瓩	0・六〇
	第七節 砂糖及砂糖製品			
二七	砂糖、別號に含まざる糖液及葡萄糖	—	同	0・10
二八	糖蜜	無税		無税
二九	サツカリン及類似の性質又は同用途の物質	—	同	二・00
三〇	糖菓(砂糖漬、チヨコレート、ボンボン、藥用に供せられざる香錠等を含む)	—	同	0・三〇
三一	ヂヤム、ヂエリー、マーマレード蜂蜜及其他別號に含まざる甘味調製物	—	同	0・二〇
	第八節 雜食料品			
三二	鹽	—	毎百瓩	五・00
三三	魚膠	—	毎瓩	0・三〇
	第二類 酒精、酒精含有飲料及其他の飲料並酢			
	第九節 酒精、酒精含有飲料及其他の飲料並酢			
三四	(イ)麥酒(エイル、スタウト、ポーター及サイダーを含む)並此の種のものとし又は此の種の代用品として販賣せらるゝ飲料にして當該定率表により本號より高き税率を課せられざるもの			
	(ロ)ワイン	—	酒全量に付毎立	0・一五
	註、無水酒精二三パーセント以上を含む「ワイン」は其の他の酒精と見做し税番三四(ト)を以て課税す			
	(1)含有無水酒精一五パーセントを超えざるもの			
	(Ⅰ)樽又は他の大なる容器のもの	—	同	0・三五
	(Ⅱ)罐中にて泡立つもの	—	同	1・五〇
	(Ⅲ)罐中にて泡立たざるもの	—	同	0・五〇
	(2)含有無水酒精一五パーセント以上にして二三パーセントを越えざるもの			
	(Ⅰ)樽又は他の大なる容器のもの	—	同	0・五〇
	(Ⅱ)罐中にて泡立つもの	—	同	1・七五
	(Ⅲ)罐中にて泡立たざるもの	—	同	0・七〇
	註、項目(1)の(Ⅰ)(Ⅱ)又は(Ⅲ)に包含さるべきワインの通關申告書中に當該ワインが容量中無水酒精一五パーセント以上を含まざる旨の證明關載を要す			
	上記證明の缺如せる時は當該ワインは無水酒精一五パーセント以上を含むものとして課税す(項目(2)の(Ⅰ)(Ⅱ)又は(Ⅲ))			
	(ハ)ブランデイ、ウヰスキー、ラム、ジン、ジエネヴア及其等の攪造品	—	含有無水酒精毎立但し最低税額は酒全量に付毎立	五・00
	註、罐又は壺詰のまゝ箱詰として輸入せらるゝ時は、各箱の内容物全量は課税上九立を下らざるものと見做す、但し税關長に於てその適當と認			二・五〇

	第五節 植物性物質及ソース、香味料、チヤトネイ等			
一六	芥子	—	同	1・00
一七	ヴアニラ及ヴアニリン	—	同	三・00
一八	香味料(藥用の植物、植物の一部、種子、果實等を除く)にして別號に含まざるもの			
	(イ)粉狀に非ざるもの	—	同	0・二五
	(ロ)粉狀のもの	—	同	0・四〇
一九	ガーメント、ヴニツチン、蔵の素及類似の製品	—	同	二・00
二〇	別號に含まざる各種ソース、醬油、味噌、肉汁、チヤトネイ、ケチヤツプ、トマト汁を含む	—	同	0・三〇
	第六節 穀物、穀粉、澱粉及其等の調製品			
二一	各種の粒形穀物、碎けたるも尚粉狀に至らざる各種の穀粒、糠及糊割を含み、麥芽を含まず	—	毎百瓩	三・00
二二	麥芽	—	毎瓩	0・〇六
二三	別號に含まざる穀粉、食用並其他の澱粉	—	同	0・〇八
二四	マカロニ、ヴエルミチエリ、スパゲツテイ及類似の製品	—	同	0・二〇
二五	湯葉	—	同	0・二〇
二六	ビスケツト、パン、ケーキ、饅頭、プデイング及類似品にしてチヨコレート、			

	むる條件の下に於て (Ⅰ)一箱内の破碎し又は紛失したる罎を控除することを得且つ(Ⅱ)見本として若くは其他現量目に課税さるべき特殊の目的の爲に小罎を取出すことを得 (ニ)官立研究所又は官立病院又は大藏大臣が是認する管理條件の下に同大臣が是認する其他の研究所又は病院にて使用さるゝ精溜酒精、但し右精溜酒精は本定率表により本號より高率の輸入税を課せらるゝ物質の調製に使用せざるものとす (ホ)香料入酒精及酒精を含む化粧品にして無水酒精五パーセント以上のもの (Ⅰ)無水酒精四〇パーセント若くは以上を含む時 (Ⅱ)無水酒精四〇パーセント以下を含む時 (ヘ)酒精類にして輸入通關前又は保税倉庫より引取前に税關長の認定する程度に變性したるもの (ト)其他の酒精又は其の調製物にして別號に含まざる含有無水酒精五パーセント以上のもの	含有無水酒精毎立	一・六〇
		全量に付毎立	三・五〇
		同	一・七五
		同	〇・〇八
		含有無水酒精毎立 但し最低税額は酒全量に付毎立	三・五〇 一・〇五
三五	礦性及起泡性飲料水 (イ)罎詰にして毎罎〇・四立を超えざるもの (ロ)罎詰にして〇・四立以上〇・八立を超えざるもの (ハ)罎詰にして〇・八立以上のもの	毎打	〇・二四
		同	〇・三六
		同	〇・四八
三六	別號に含まざる飲料にして酒精を含有せざるシロップ、スカッシュ及汁液	毎立	〇・二〇
三七	食用酢	同	〇・〇二

第三類 原料品

第十節 雜原料品及同製品

三八	アスファルー、タール及其の混合物にして石綿、砂等を加へ或は加へざるものにして別號に含まざるもの	毎百瓩	〇・六五
三九	檳榔子	毎瓩	〇・〇八
四〇	建築及建造用セメント	毎噸	一二・〇〇
四一	粘土及其他の別號に含まざる生土にして窯業又は建築及建造用のもの	毎瓩	〇・〇一
四二	金剛砂、輕石及其他の天然研磨材料、硅砥及類似の研磨並清掃用礦物材料	同	〇・〇五
四三	別號に含まざる護謨、護謨樹脂及樹脂にして醫藥用に非ざるもの	同	〇・〇五
四四	石膏	同	〇・〇〇五
四五	篠	同	〇・一〇
四六	シェラックにして、精製したるもの又はせざるもの	同	〇・二〇

四七	硫黄にして、生のまゝのもの又は精製したるもの	毎瓩	〇・〇二
四八	別號に含まざる植物含原料にして紙卷煙草用、製籠、製筵用、製刷毛又は製繩用、塡充又は荷造用のもの (イ)紙卷煙草用のアタップ若くは右に適する類似の葉にして型に切りたる又は切らざるもの (ロ)其他のもの	同 同	〇・一五 〇・〇三

第四類 職物以外の製品

第四類に對する註

當該部類に於て從量税を課せらるゝ物品にして眞珠、貴石又は準貴石を鏤め、若しくは其に貴金屬を用ひたるものは税番一九八又は夫々の從量率か何れか高き方を課せらる

但し右法規は懷中時計又は時計の機械裝置中寶石が必須のものなる時は之を適用せず

第十一節 化學及藥學生成品等 化粧用調合品等

四九	特揭化學生成品、即ち (イ)明礬、硅酸鹽曹達 (ロ)鹽酸、硫酸、煙化硫酸(オレウム)を含む、及無水硫酸 (ハ)炭化石灰、ナフタリン、硼砂、炭酸曹達、重炭酸曹達(曹達灰を含む)、晒粉(鹽化石灰)硫酸ナトリウム、重硫化ナトリウム(硫化水素ナトリウムを含む) (ニ)硝石(硝酸加里)、苛性曹達及苛性加里(水酸化ナトリウム及水酸化加里) (ホ)鹽化アムモニウム、硝酸、別號に含まざる植物質の果實樹皮、タンニン (ヘ)炭酸アムモニウム及重炭酸アムモニウム (ト)硼酸(結晶性硼酸等) (チ)木精 (リ)醋酸、鹽素酸鹽又はポタッシュ、蟻酸 (ヌ)過マンガン化加里、グリセリン (ル)樟腦 (ヲ)大量容器に納めたる酒石酸 (ワ)龍腦 (カ)沃度加里	毎瓩 同 同 同 同 同 毎立 同 同 同 同 同	〇・〇三 〇・〇四 〇・〇五 〇・〇六 〇・〇七 〇・〇八 〇・一〇 〇・一八 〇・三〇 〇・二〇 〇・六八 二・〇〇
五〇	製藥、藥劑、藥用植物 (イ)血精、種苗及皮下治療用の生物學的生成物 (ロ)キニーネ及他のキナの植物鹽基及マラリア治療に有效なるを認知されたる合成物にして官報に公布して效力を生ずる税關長の命令中に列擧せらるゝ如きもの (ハ)ラヂウム及ラヂウム合成品	無税 無税 無税	無税 無税

(ニ)下記(ホ)項に含む包裝物料に塡充されざる藥用油、卽ち肝油及他の精油及揮發油以外の藥用油	毎	立	〇・二〇
(ホ)藥用カプセル劑、紙劑、球劑、ウエファス、錠劑、丸劑及口中施藥用の類似品	毎	瓦	〇・〇七
(ヘ)朝鮮人蔘	毎	瓦	〇・〇一
(ト)別號に含まざる醫藥用植物、植物の一部、種子及果實			
(I)粉狀に非ざるもの	毎	瓦	〇・二五
(II)粉狀のもの	同	瓦	〇・四〇
(チ)別號に含まざる藥用又は治療用硬膏、發泡膏及軟膏	毎	瓦	〇・一五
(リ)石油膠質物(ワセリン)	同	瓦	〇・一五
(ヌ)酒精を含まざる若くは含有無水酒精五パーセントを超えざる別號に含まれざる醫藥又は製藥用調製物にして口中施藥用のもの、右小賣用のものなる時	毎	瓦	〇・一〇

五一

別號に含まざる化粧用調合品			
(イ)練齒磨、粉齒磨、含嗽藥及各種の齒磨劑	毎	瓦	〇・一〇
(ロ)頭髮用クリーム、ブリアンチン、髮油、頭髮染料、頭髮用ポマード	毎	瓦	〇・一五
(ハ)薰香を附せざる米粉及滑石粉	毎	瓦	〇・〇五
(ニ)其他口、髮、皮膚に用ふる化粧用調合品	毎	瓦	〇・一五

五二

天然若くは合成の精油又は揮發油、酒精を含むものも同じ			
註、天然若くは合成の精油又は揮發油の調製品又は溶液にして右油が全量の五〇パーセント若くは其以上を占むるものを含む			
(イ)醫藥の目的に用ひらるゝものにして、官報に公布して效力を生ずる稅關長の命令中に列擧せらるゝもの	毎	立	一・〇〇
(ロ)其他のもの	同	立	三・五〇
例外、天然油を混じざる合成精油又は合成揮發油にして通關申告書に天然油を混和せず且つ其合成油の化學名を記載せる證明書を添附する時は當該項目によりて課稅せず			

五三

石鹼			
(イ)化粧用石鹼(香藥を附したる石鹼、藥用石鹼、透明石鹼、鹼製石鹼を含む)	毎	瓦	〇・三〇
(ロ)其他の石鹼(石鹼を含有すると否とに拘らず洗濯用に供する粉狀調合品を含む)	同	瓦	〇・一五

五四

陶磁器製品			
(イ)鎭瓦及タイル			
(I)厚さ二糎迄のもの	同	瓦	〇・三〇
(II)厚さ二糎以上のもの	同	瓦	〇・〇五
(ロ)每箇五瓦を下らざる普通陶土製の			

裏及鉢	毎	瓦	〇・〇二
(ハ)衛生用に供する陶磁器物料の定着器具	同	瓦	〇・〇八
(ニ)電氣用陶磁器碍子にして卑金屬を嵌て、補塡したるもの又はせざるもの	同	瓦	〇・〇一
(ホ)別號に含まざる其の他の陶磁器			
(I)磁器質及上質土製のもの			
(I)一色のみの彩色を施せるもの	同	瓦	〇・〇八
(II)其他のもの	同	瓦	〇・一〇
(2)其他の土製のもの			
(I)一色のみの彩色を施せるもの	同	瓦	〇・〇四
(II)其他のもの	同	瓦	〇・〇五

五五

第十三節 塗料及ワニス			
染料、インク及ワニス			
(イ)コールタール及コールタール分岐體より誘導したる染料にして別號に含まざるもの	同	瓦	〇・一五
(ロ)天然又は人造藍、群青及紺青	同	瓦	〇・一〇
(ハ)硫黃顏、油煙	同	瓦	〇・〇五
(ニ)各種ペイント、溶液納具、畜家用の粉末及納當にして別號に含まざるもの	同	瓦	〇・〇八
(ホ)ワニス、エナメル(セルローズエナメル及同ワニスを含む)	同	瓦	〇・一八
(ヘ)印刷用、石版用及裏書用インク(複寫機用インクを含む)	同	瓦	〇・一八
(ト)簿記用又は圖畫用インク	毎	瓦(固體なる時)	〇・三〇
	同	瓦(固體なる時)	〇・一八

五六

電氣器具			
(イ)携帶用電燈用乾電池並其部分品			
(I)電瓶	個	瓶	〇・一五
(II)炭素棒を除く同部分品	毎	瓶	〇・〇七
(ロ)其他の電瓶及電池並蓄電池及乾電瓶用の炭素棒を除く其等の部分品	同	瓶	〇・一八
(ハ)乾電瓶用炭素棒	同	瓶	〇・〇七
(ニ)携帶電燈用ケース	同	瓶	〇・〇五
(ホ)携帶電燈用、フイラメントランプ球	毎	筒	〇・一八
(ヘ)電燈用フイラメントランプ球及其他のもの	同	筒	〇・〇五
註、下記(I)又は(II)に該當するフイラメントランプ球は通關申告書中に其ワット數の證明記載を要す若し上記證明の缺如せる時は當該電球は二〇〇ワットを超えたるものとして課稅す(下記II項に含まる)			
(I)一〇〇ワットを超えざるもの	同	立(液體なる時)	〇・二〇
(II)一〇〇ワットを超えるも二〇〇ワットを超えざるもの	同		〇・二五
(III)二〇〇ワットを超えるもの	同		〇・三〇
(ト)電氣用スキッチ、塞子、塞子承及其等の部分品	毎	瓦	〇・六〇
(チ)別號に含まざる絶緣電氣導體			
(I)鉛又は他の卑金屬を以て被覆したるもの	同		〇・〇六

五七	(Ⅰ)其他のもの	一	毎	瓩	0・一八
	電信、電話並ラヂオ送信装置（同部分品及附屬品を含む、但し各個別に輸入したる場合は第五四號(二)項、第五六號(ロ)(ハ)各項に掲げたる部分品又は附屬品を除く）	五%		一	一
	註、電信線及電話線（絶縁したるもの又はせざるもの）にして特にその目的の爲輸入したる事を税關長が納得するやう立證されたるものは之を本號に類入す				
五八	無線電話受信用電氣ラヂオ受信装置及同眞空管				
	(イ)眞空管四個以上を使用せざる操作られたる受信装置	一	毎	個	三・00
	蓄音器と結合されたるものゝ附加税	一	同		六・00
	(ロ)眞空管四個以上使用する操作られたる受信装置	一	毎	箇	三・00
	四個以上を使用する操作られたる受信装置の眞空管毎個に對する附加税	一	毎眞	空 管 個	四・00
	右の他蓄音器と結合されたるものゝ附加税	一	毎	個	三・00
	(ハ)受信装置の構造部分の一部を爲す以外のものにして同時に輸入せられたる眞空管	一	同		0・三五
	第十五節　履　物				
五九	スリツパ及サンダル				
	(イ)主として藁にて製したるもの、本底サンダル	一	毎	足	0・0五
	(ロ)其他のもの	一	同		0・一八
六〇	其他の各種履物				
	(イ)護謨製又は類似品製のもの（底は上記材料にて上部は織物の履物を含む）	一	同		0・一五
	(ロ)其他のもの	一	同		1・00
	第十六節　燃料、油、脂肪質、クリース、鹽及其等の製品				
六一	石炭（褐炭及豆炭を含む）	一	毎	瓩	一・三〇
六二	コークス	一	同		三・六〇
六三	燈油	一	毎	百 立	四・三一
	罐又は類似の容器にて輸入されたる場合の附加税	一	同		0・三四
	上記の罐又は類似の容器が函若くは枠箱に詰められたる場合更に追加する附加税	一	同		0・二〇
六四	ベンヂン	一	同		九・00
	罐又は類似の容器にて輸入されたる場合の附加税	一	同		0・三四
	上記の罐又は類似の容器が函若くは枠箱に詰められたる場合更に追加する附加税	一	同		0・二〇
六五	ボイラー・フアーネス用重油、内燃機關用ディーゼル及類似の油	一	同		0・七〇
	註、磺油にして蒸溜して燈油及ベンヂンを採取するに適するものは除く				

六六	政府の輸入せる生石油	一	同	0・01
六七	税關の出發免狀に依り外國の目的地に向ふ航空機に補給する燃料及潤滑材	無税	一	無税
	註、納税したる物件にして本號に定めたる目的の爲に供給し及使用せられたことが、税關長の納得するやう立證されたるものに就ては税關長は輸入者に適當なる拂戻をなすことにより本免税を實施する權能を有す			
六八	亜麻仁油、テレビン及テレビン代用品	一	毎	立	0・10
六九	落花生油、椰子油	一	同		0・0八
七〇	オリーヴ油	一	同		0・三五
七一	別號に含まざる非食用油、グリース及脂肪	一	毎瓩（固體なる時）		0・0五
			毎立（液體なる時）		0・0五
七二	蠟	一	毎	瓩	0・10
七三	蠟燭	一	同		0・一五
七四	革製品、金屬製品、床、家具等の艶出し用、又は保護用として調製されたる蠟、クリーム、ペースト及類似のもの	一	毎瓩（固體なる時）		0・四〇
			毎立（液體なる時）		0・四〇
	第十七節　硝子及硝子製品				
七五	鏡				
	(イ)緣附きのもの	一	毎	瓩	0・二四
	(ロ)緣を附けざるもの	一	同		0・一六
七六	板硝子				
	(イ)飾りなく且つ彩色せざるもの	一	同		0・0五
	(ロ)其他のもの	一	同		0・0八
七七	別號に含まざる硝子製各種罐				
	註(1)各種罐の栓、蓋等は課税重量中に含まるゝものとす				
	註(2)商品を詰めて輸入したる時は左記の場合を除き各種罐には課税せず				
	(Ⅰ)下記(ロ)項に屬すべき罐の場合に於て、其等が第三四號(イ)、(ロ)(ハ)に掲げたる麥酒、ワイン又は酒精を詰めたる場合、若くは				
	(Ⅱ)空にて輸入したる場合に課せらるべき關税を脱税する主意を以て當該罐に商品を詰めて輸入したるものと税關長に於て認めたる時				
	斯の如き場合は上記罐は輸入申告書面に各個別に記載するを要す				
	(イ)容量一立を超えるもの	一	毎	瓩	0・11
	(ロ)容量〇・二立を超えるも一立を越えざるもの	一	毎	百 個	0・六〇
	(ハ)容量〇・〇二五立を超えるも〇・二立を超えざるもの	一	毎	瓩	0・0五
	(ニ)容量〇・〇二五立を超えざるもの	一	同		0・0七
	例外、皮革、フェルト、金屬籃細工等にて包まれたる罐、又は帶金若くは硝子以外の物質を以て附屬品（栓又は蓋を除く）を取附けたる罐は本號より除く				
七八	硝子製飲物用具	一	毎	打	0・一八

七九	カンバス製ホース	—	毎	瓩	0・七〇
八〇	椰子皮、黄麻、大麻、マニラ麻、亜麻大麻屑、亜麻屑、又は之等の代用品として使用せらるゝ其他の植物思物料にて製したる繩索及線	—	同	同	0・一〇
八一	魚網	—	同	同	0・四〇
八二	別號に含まざる包装用中空の袋	—	毎	百	瓩	三・〇〇
	第十九節　皮革、模造皮革及同製品				
八三	完全なる皮革又は其の断片				
	(イ)白く鞣しにしたる又はシャミイ鞣しにしたる革、圓案を施し、ワニスを塗り(パテント)、採色したる、染め、鍍金し、銀鍍金、又は青銅鍍金したる革、キッド及モロッコ革、爬虫類及魚類の皮	—	毎	瓩	0・八〇
	(ロ)鞣したる革、其他の革(人造革及模造革を含む)	—	同	同	0・三〇
八四	革及同代用品を以て製したる別號に含まざる雜製品				
	註一、課税重量には取付物及附屬品の重量を含む				
	註二、本項に含む物品は主として革、模造又は人造革、又は革代用品にて構成せらるゝを要す				
	註、単金屬の合金は軟白鐵を除き左記に依り課税す				
	(Ⅰ)通關申告書中に各異なれる組成金屬の重量比率を示す證明の記載ある時は、二種単金屬の合金は合成物の重量の大部を占むる方の金屬と認め、數種単金屬の合金は他の如何なる金屬成分よりも重量多き金屬を以て其と認む、但し銅又は亜鉛若くは他の金屬とニッケルとの合金は、ニッケルが重量の一〇パーセントを超えたる時はニッケルと見做す				
	(Ⅱ)他の場合に於ては組成金屬中最も高き税率のものを以て課す				
	(イ)銅	—	毎	瓩	0・一二
	(ロ)錫及ニッケル	—	同	同	0・四〇
	(ハ)鐵及鋼	—	毎	百	瓩	0・六〇
	(ニ)鉛及亜鉛	—	毎	瓩	0・〇四
	(ホ)軟鐵	—	同	同	0・一五
	(ヘ)其他の単金屬	—	同	同	0・一五
八九	主として左記単金屬又は其の合金より成る別號に含まざる棒、板金、チューブ系及パイプ系(チューブ及パイプの接合物、線及類似の取附を含む)				
	註、下記(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の各項に掲げられたる金屬の合金製品は、通關申告書に其の組成金屬の比率を證明する記載の有無により、定率表第				
	八八番の但書(Ⅰ)に從ひて課税す				
	(イ)アルミニウム	—	毎	瓩	0・三〇
	(ロ)銅	—	同	同	0・一六
	(ハ)鉛及亜鉛	—	同	同	0・〇七
	(ニ)ニッケル、合金重量中ニッケル一〇パーセントを超えるものを含む	—	同	同	0・六〇
	(ホ)鐵又は鋼				
	(Ⅰ)棒、隅及角用鐵、鐵輪及環	—	毎	百	瓩	一・二五
	(Ⅱ)亜鉛鍍金せる板金及薄板	—	同	同	二・四〇
	(Ⅲ)錫箔を施せる板金及薄板	—	同	同	二・七〇
	(Ⅳ)其他の板金及薄板	—	同	同	一・七〇
	(Ⅴ)チューブ系及パイプ系(チューブ及パイプの接合物、線及類似の取附物を含む)	—	同	同	二・五〇
九〇	単金屬又は其の合金にて製したる箔(ガブセル及チューブを含む)	—	毎	瓩	0・三五
九一	主として単金屬又は其の合金より成る別號に含まざる線條並同製品				
	(イ)導ら鐵又は鋼にて製したる線條	—	同	同	0・〇三
	(ロ)其他の線條	—	同	同	0・一八
	(ハ)索條及線條の繩索(心又は被覆が非金屬物質なるものをも含む)	—	同	同	0・〇六
	(ニ)線條の網及格子網のもの				
	註、網目が二・五粍を超えざる時は同製品は之を線規と見做す	—	同	同	0・〇五
	(ホ)線規	—	同	同	0・一二
九二	主として鐵又は鋼より成る鎖及同部分品(鎖止めを除く)	—	毎	瓩	0・〇五
	(イ)馬具及馬具商製品、モロッコ革製品、袋物商製品、旅行用品、ベルト(機械用ベルトを除く)及革紐	—	毎	瓩	1・10
	(ロ)(イ)項に掲げたる物品にして人造又は模造革又は他の革代用品を以て製したもの	—	同	同	0・六〇
	第二十節　鞣寸、鞣寸製造用材料、點火器				
八五	鞣寸				
	(イ)毎箱平均六〇本を超えざるもの	—	毎	百	箱	1・二〇
	(ロ)毎箱平均六〇本を超えるもの	—	同	同	1・二〇
	但毎箱六〇本を超える場合は其の超過部分三〇本又は其の端數毎に課する附加税	—	同	同	0・六〇
八六	普通鞣寸製造に用ひらるゝ軸木箱板及其他の木材	—	毎	瓩	五・〇〇
八七	點火器及其の構成部分品、即ち				
	(イ)完全なる點火器(燧石を附し又は附せざるもの)	—	毎	個	0・五〇
	(ロ)構成部分品(燧石を除く)	—	同	同	0・四〇
	(ハ)燧石	—	毎	瓩	五・〇〇
	第二十一節　単金屬及同製品				
八八	金屬の粗なるもの(礦石を含む)鐵鋼されざる金屬、スクラップ、廢物、屑、荒材、鑄塊のものにして別號に含まれざるもの				

九三	王冠栓	—	毎　　哥	0・0七
九四	刄物（工具を除く）			
	（イ）安全剃刀の刄	—	毎　　個	0・01
	（ロ）卑金屬又は其の合金より製せられたる刄物にして臺を附せざるもの、又は普通材料の柄を附したるもの、即ちナイフ、剃刀、安全剃刀（刄を除く）、バリカン、大鋏、鋏、其他類似のものにして別號に含まざるもの	—	毎　　瓩	0・五〇
九五	火器及同部分品並附屬品、彈藥			
	（イ）火器、瓦斯銃及空氣銃を含む	—	毎　　個	二五・00
	（ロ）銃身（單身又は二連身のもの）	—	同　　同	二一・00
	（ハ）銃床及遊底	—	同　　同	五・00
	（ニ）拳銃彈巣	—	同　　同	四・00
	（ホ）散彈銃、小銃、短銃及拳銃用藥包	—	毎　百　個	五・00
九六	釣針	—	毎　　瓩	0・五〇
九七	主として鐵又は鋼を以て組成されたる家具、但し寢具を含む（被覆したる又は被裝したるや否やを問はず）金庫、手提金庫、トランク、キャビネット	—	毎　　瓩	0・10
九八	別號に含まざる回器、主として卑金屬又は其の合金を以て組成されたるスプーン、フォーク、大匙及盆			
	註、本項に掲げられたる金屬の合金製品は通關申告書に其の組成金屬の比率を證明する記載の有無により定率表第八八番の但書（Ⅰ）に從ひて課稅す			
	（イ）アルミニウム	—	同　　同	0・五〇
	（ロ）銅	—	同　　同	0・二八
	（ハ）鐵又は鋼			
	（Ⅰ）錫引き、亞鉛引き、鉛引き、金張り、ベンキ塗り、ワニス塗り又は鉄鋼引きのもの	—	同　　同	0・0八
	（Ⅱ）其他のもの	—	同　　同	0・0四
九九	電氣用以外のアイロン	—	毎　　個	0・二五
一〇〇	錠前、南京錠、鍵及其等の部分品	—	毎　　瓩	0・五〇
一〇一	主として卑金屬又は其の合金を以て組成されたる釘及鋲			
	（イ）鐵又は鋼のみのもの	—	同　　同	0・0三
	（ロ）其他のもの	—	同　　同	0・二〇
一〇二	針			
	（イ）裁縫機械及同類似機械用のもの	—	毎　　哥	0・四八
	（ロ）手縫、刺繡、家具被覆用又は其等に類するもの	—	毎　千　個	0・五〇
	（ハ）蓄音器及同類似のトーキング・マシーン用のもの	—	毎　百　個	0・10
一〇三	ピン、人身裝飾用のものを除く	—	毎瓩（直接包装物の重量を含む）	0・二五
一〇四	主として鐵又は鋼を以て組成されたる鐵道及軌道敷設、鐵路用必需材料（橋梁用の橋桁等を含む）、鐵道用車輛及同組立部分品	五%	—	—
	註、本項の下に許可さるゝ貨物は下記の如く稅關長が滿足する樣立證せられたるものに限る、即ち			
	（Ⅰ）其等が鐵道又は軌道管理當局の命令に依り若くは命令の下に輸入せられ、且つ其等が鐵道必需品としてのみ用ひられ、又鐵道の場合は鐵道用車輛としてのみ用ひらるゝものなること			
	（Ⅱ）其等が特殊なる形狀又は品質を有し、本項に掲げられたる目的以外の目的には其の用途上より見て本質的ならざること			
一〇五	別號に含まざる手道具及同部品にして主として鐵又は鋼を以て組成されたる手職、藝術、手藝及工業用のもの			
	（イ）鑪及大目鑪	—	毎　　瓩	0・三五
	（ロ）鋸、鑿、カッター、大錐、釘技、突錐、斧及技術者用手道具	—	同　　同	0・二〇
	（ハ）其他のもの（鋤、シャベル、鶴嘴を含む）	—	同　　同	0・10
一〇六	通常專ら農業及牧業用に用ひらるゝ工具、用具並同部分品	無稅	—	無稅
一〇七	容量三〇〇立又は右を超える槽、樽、桶又は其等の類似の容器にして主として鐵又は鋼を以て組成せられ、機械裝置を有せず且つ本來貨物の輸送又は包裝用として設計され居らざる型のもの	—	毎　　瓩	0・0五
一〇八	主として鐵又は鋼を以て組成された錫鉄金容器、バレル及ドラム罐にして本來貨物の輸送又は包裝用として設計されたる型のもの			
	（イ）圓形のシガレット用錫器	—	毎　百　個	0・10
	（ロ）其他のもの	—	毎　　瓩	0・0五
一〇九	主として卑金屬又は其の合金を以て組成されたる印刷用活字及鉛板	—	同　　同	0・一七
一一〇	主として卑金屬又は其の合金を以て組成されたる雜製品			
	（イ）鋲、襖栓、坐鐵、繋釘及螺旋、スクリユー業者製品即ちスクリユー等			
	（Ⅰ）專ら鐵又は鋼製のもの	—	同　　同	0・0四
	（Ⅱ）其他のもの	—	同　　同	0・三〇
	（ロ）バックル及留め金	—	同　　同	0・二五
	（ハ）押し釦	—	毎瓩（直接包装物の重量を含む）	0・六〇
	（ニ）別號に含まざる家具、扉、窓、馬具、トランク、袋、箱、其他類似の商品に用ひらるゝ裝具			
	（Ⅰ）專ら鐵又は鋼製のもの	—	毎　　瓩	0・11
	（Ⅱ）其他のもの	—	同　　同	0・四〇
	第二十二節　機械器具（電氣機械器具を含む）及同部分品			
一一一	家庭用電氣扇風機及同部分品	—	同　　同	0・四〇
一一二	家庭用冷藏庫及同部分品	—	同　　同	0・三五
一一三	裁縫機械及同部分品			
	（イ）蓋又は臺を有する或は有せざる裁縫機械			
	（Ⅰ）手動式のもの	—	毎　　個	六・七五
	（Ⅱ）足踏式のもの	—	同　　同	一五・00

	(ロ)蓋、蓋及分離部分品（別號に含まざる）	一	毎	瓩	0・五五
一一四	タイプライター及同部分品				
	(イ)容器を有せる又は有せざるタイプライター（計算機又は帳簿記入機若くは上記と共用のタイプライターを除く）	一	毎	個	1六・00
	(ロ)容器、蓋及分離部分品（計算機、帳簿記入機、又は上記と共用のタイプライターの部分品を含む）	一	毎	瓩	1・四〇
一一五	別號に含まざる農業地開墾用及農産收獲用の機械器具並其等の本來の裝置構成部なる如き部分品及附屬品にして共に輸入されたるもの及解剖器	無税		一	無税
一一六	別號に含まざる機械及完全なる機械用ボイラー並其等の本來の裝置構成部なる如き部分品並附屬品にして共に輸入されたるもの、但し下記のものを除く				
	(Ⅰ)本來人力又は動物力を以て操作さるゝもの				
	(Ⅱ)事務用、家庭用、化粧用、園藝用、保健用目的のもの又は小賣販賣用のもの				
	(Ⅲ)地上乘物又は航空機機關並附屬品				
	(Ⅳ)衡器				
	(Ⅴ)度量及登錄器又は度量器若くは登錄器				

	註、但し通關申告書には下記の陳述なる時は當該貨物は本號に適用せず			
	(Ⅰ)當該機械が本號の上記五の法定但書の何れにも屬せざるものなること			
	(Ⅱ)當該機械又はボイラーが其自體として完成品なること			
	及び若し部分品又は附屬品が共に輸入されたる時は			
	(Ⅲ)右部分品又は附屬品は共に輸入されたる特定機械用としてのみ用ひらるべきものなること			
	(イ)重量五〇瓩を超えざるもの	一	毎	瓩	0・01五
	(ロ)重量五〇瓩を超えるも五〇〇瓩を超えざるもの	一	同		0・01五
	(ハ)重量五〇〇瓩を超えるもの	一	同		0・01
一一七	機械用ベルト	一	同		0・10
一一八	精米機械用の護謨製制動滑車	一	同		0・0九
一一九	浚渫機用の鋼製水桶及同部分品	一	同		0・0四
	註、上記稅番第一一七號乃至第一一九號に掲げられたる商品にして完全なる機械及本來の裝置の構成部分と共に輸入されたる時は其等機械と同一稅番を適用す				
	第二十三節　紙及同廠用品				
	總註一、一平方米の重量三〇〇瓦又は其を超えたる製品は之を板紙と見做し、一平方米の重量三〇〇瓦未滿のものは紙として取扱ふ				
	總註二、「卷紙又は葉紙」なる語（稅番第一二〇、一二一號參照）は單に夫々左に依る				
	(Ⅰ)卷紙とは幅一五糎以上のもの				
	(Ⅱ)正方形又は長方形の葉紙は横げたる時各横幅何れも三六糎以下に非ざるもの				
	總註三、稅番第一二〇、一二一(イ)及(ハ)一二二、一二三號には各當該項目品種の葉紙又は板紙にして印刷ある時右印刷が當該製品の用途に關し附屬的要素にして本質的のものに非ざる場合は之を包含す				
一二〇	別號に含まざる板紙にして卷紙又は葉紙のもの				
	(イ)普通品	一	毎	瓩	0・01
	註、本項には古紙（未晒又は類似の板紙）葉若くは粗製植物纖維又は機械パルプにて製したる自然色の未晒にして糊着けせざる板紙を含む				
	(ロ)其他のもの	一	同		0・0四
一二一	別號に含まざる紙にして卷紙又は葉紙のもの				
	註、稅地第一二一(ハ)項に含まるべき卷紙又は葉紙の半透明、透明及防脂、紙類の通關申告書には當該紙類が油引き蠟引き又はステアリン若くはパラフイン蠟を以て被覆され居らざる證明の記載を要す				
	右證明の無き場合當該紙類は稅番第一二一號(イ)項にて課稅さる				
	(イ)油紙、蠟引紙又はステアリン若くはパラフイン蠟を以て被覆されたる紙	一	毎	瓩	0・0六
	(ロ)壁紙、及花紋、金、銀、エナメル、ワニス又はペイントを施したる紙	一	同		0・0七
	(ハ)其他のもの	一	同		0・0三
一二二	シガレットペーパー	一	毎小包（家庭用の時は直接包装の重量を含む）		1・五〇
一二三	インデイゴペーパー、カーボンペーパー又は其等類似品	一	毎	瓩	0・七〇
一二四	別號に含まざる紙及板紙にして特殊用途の爲に斷ちたるもの、紙又は板紙の雜製品、書籍販賣商品及圖書美術品	一	同		0・10
	(イ)紙袋、サック、圓筒物及パウチ				
	(ロ)封筒、封筒附小型書簡紙、書簡用カード、筆刷されたる諸用紙、學業用ノート、記錄簿、會計簿、筆記簿及差込式帳簿、備忘ノート、日記、アルバム、吸取紙、書狀額込簿、書籍カバー、其他類似の商品にして主に板紙又は紙にて製せられたるもの	一	毎	瓩	0・二五
	(ハ)書籍、定期刊行物、新聞にして別號に含まざるもの、及樂譜、海圖、				

地圖、印刷せる廣告物、繪葉書に非ざる官眞郵便切手及軟入印紙（之等を打出したる封筒、葉書及帶封を含む）	無稅	毎	一	無稅
（ニ）古新聞紙	同	毎	瓩	〇・〇三
（ホ）紙又は板紙製扇	同	毎	打	〇・〇五
（ヘ）骨牌	同	毎	瓩	三・〇〇
（ト）別號に含まざる各種印刷物又は圖書美術品にして紙又は板紙製もの	同	同		〇・〇六
第二十四節　煙草及同製品				
一二五				
葉卷煙草、紙卷煙草及各種煙草				
（イ）葉卷煙草	同	毎	瓩	三・五〇
（ロ）紙卷煙草	同	同	同	三・〇〇
（ハ）莖を取らざる煙草葉	同	同	同	二・三〇
（ニ）其他の煙草	同	同	同	二・五〇
第二十五節　木製品				
一二六				
別號に含まざる家具及指物細工品にして被覆物を附したると否とを問はず主として木で構成さるゝもの	同	同		〇・一〇
一二七				
特掲木製品、卽ち				
（イ）コルク、コルク樹皮及同製品（別號に含まざるもの）	同	同		〇・一〇
（ロ）普通木材製の包裝用箱又は枠箱（組立てずして束ねたるものを含む）	同	同		〇・一〇
（ハ）小桶子	同	同		〇・二〇
（ニ）木製骨組（織類及骨組に組立て得る形狀の木材を含む）	同	同		〇・一〇

第二十六節　車輛、同部分品及附屬品				
總註、稅番第一二九（イ）及一三〇（イ）には當該車輛本來の裝置の構成部分なるが如き有各車輛部分品及附屬品（タイヤーを含む）にして車輛と共に輸入されたるものを含む				
一二八				
自動車				
（イ）車臺	一〇%	最低稅額毎臺		一五〇・〇〇
（ロ）運轉臺を具へたる又は完全なる自動車にして特に普通運輸用（大型自動車及バス）、貨物自動車又は配達自動車として適せるもの	一〇%			
（ハ）運轉臺を具へたる又は完全なる消防機關車及病院自動車	無稅			無稅
（ニ）牽引車	五%			
（ホ）其他の運轉臺を具へたる又は完全なる自動車	一五%	最低稅額左の如し （I）少くとも六ケ月以内に免許され且つ使用するものなることを稅關長より承認を得たるとき （II）其他の場合	毎臺 毎臺	六〇・〇〇 一〇〇・〇〇
一二九				
自動自轉車（サイドカーを除く）及同部分品				
（イ）完全なるもの	一五%	最低稅額左の如し		
（ロ）エンヂン（別々に輸入したる）	同	（I）少くとも六ケ月以内に免許され且つ使用するものなることを稅關長より承認を得たるとき （II）其他の場合	毎臺 毎臺	六〇・〇〇 一〇〇・〇〇

一三〇				
是踏自轉車（玩具を除く）同部分品及附屬品				
（イ）自轉車	同	毎	個	五・〇〇
（ロ）サドル、ハンドルバー（取附けたるもの又は取附けざるもの）リム、自由輪	同	毎	個	〇・一五
（ハ）完全なるフレーム	同	同	同	二・五〇
（ニ）別號に含まざる部分品及附屬品	同	毎	瓩	〇・三五
一三一				
タイヤ及チューブ				
（イ）自轉車用空氣入護謨輪	同	タイヤ毎個 チューブ毎個		〇・三〇 〇・一〇
（ロ）機械的推進車輛用空氣入護謨輪				
（I）重量一瓩又は以下のチューブ	同	毎	個	一・一〇
（II）重量一瓩を超えるチューブ	同	同	同	二・〇〇
（III）重量四瓩又は以下のタイヤ	同	同	同	三・〇〇
（III）重量四瓩を超えるも六瓩を超えざるタイヤ	同	同	同	五・〇〇
（V）重量六瓩を超えるも一〇瓩を超えざるタイヤ	同	同	同	八・〇〇
（VI）重量一〇瓩を超えるタイヤ	同	同	同	一一・〇〇
（ハ）自動車、又は機械的推進車輛用以外の空氣入護謨輪、空氣入ならざる護謨輪	同	毎	瓩	〇・三五
一三二				
別號に含まざる發火栓	同	毎	個	〇・一〇
一三三				
發動機車輛部分品及附屬品				
（イ）警笛	同	同	同	一・〇〇
（I）電氣仕掛以外のもの	同	同	同	一・〇〇
（II）電氣仕掛のもの	同	同	同	二・五〇
（III）別々に輸入されたる場合の警笛	同	同	同	一・〇〇
用護謨バルブ	同	同	同	〇・〇六
（ロ）タイヤポンプ	同	同	同	〇・七〇
第二十七節　纖維製品				
一三四				
石綿製タイル、バルブ、スレート及板（他の材料を混じたるもの、混ぜざるもの）		毎	瓩	〇・〇五
一三五				
網を有し又は有せざる篩及刷毛（機械の部分品として用ひらるゝ刷毛を除く）				
（イ）篩、家庭用刷毛、化粧用刷毛	同	毎	個	〇・〇五
（ロ）其他のもの	同	同	同	〇・〇一
一三六				
別號に含まざる釦又飾釦にして着衣用並被服用のもの		毎瓩（直接包裝物重量を含む）		〇・三〇
一三七				
箸（裝飾用を除く）		毎	瓩	〇・一〇
一三八				
櫛（裝飾用を除く）		毎	個	〇・〇三
一三九				
扇（葉片のもの、織りたるもの又は其他のもの）		同	瓩	〇・〇一
一四〇				
燧火		毎	瓩	〇・五〇
一四一				
床用敷物、卽ち油布、リノリユーム及其他の類似物料		同	瓩	〇・一〇
一四二				
動物より取りたる膠、ゼラチン、亞膠、製造護謨（醫療用を除く）及膠水		同	瓩	〇・二五
一四三				
各種帽子				
註、本項にはボンネット、頭巾、帽子型のもの、帽冠、浴用キヤップを含む、但し玩具用紙製帽子を除く				

	(イ)全部又は一部フェルト製若くは模造フェルト製のもの	―	毎 個	0・三〇
	(ロ)竹製及類似の苦力用帽子	―	同	0・0五
	(ハ)其他のもの	―	毎 瓩	1・00
一四四	禮拜紙（神花を含む）	―	同	0・一三
一四五	線香	―	同	0・一三
一四六	別號に含まざるランプ及提燈（電氣用のものを除く）ランプ類筒及火屋			
	(イ)一般にハリケーン（耐風ランプ）として知らるゝ型のもの	―	毎 個	0・一八
	(ロ)白熱マントルと共に使用するやう考案されたるもの、又は人工的に供給さるゝ壓力の下に機能を發するもの	―	同	二・00
	(ハ)主として鉱力又は亞鉛鐵にて構成されたる簡單なるオイル・ラムプ	―	同	0・0五
	(ニ)其他の壁掛ランプ、吊ラムプ、卓上ラムプ、但し紙提燈を除く	―	同	0・二五
	(ホ)ラムプ類筒及火屋	―	毎 打	0・0七
一四七	別號に含まざる蓆、莚、籠細工品及其他類似の編物（其等家具を含む）			
	(イ)主として籐にて構成さるゝもの	―	毎 瓩	0・二五
	(ロ)主として竹、椰子、纖維、蘆又は其他類似の植物材料にて構成さるゝもの	―	同	0・0八
一四八	主として石材を以て構成さるゝ臼、杵及碎樽	―	同	0・0三
一四九	蚊取線香	―	同	0・三〇

一五〇	樂器			
	(イ)グランドピアノ	―	毎 臺	二〇〇・〇〇
	(ロ)竪形ピアノ	―	同	八〇・〇〇
	(ハ)蓄音器及類似のトーキングマシーン	―	同	六・〇〇
	(ニ)蓄音器及類似のトーキングマシーン用レコードにして錄音したもの、又はせざるもの	―	毎 個	0・二五
一五一	天然又は人工磨料にて被覆したる紙板紙又は織物	―	毎 瓩	0・一三
一五二	天然又は合成の眞珠、貴石及半貴石にして磨きたるもの、或は磨かざるもの、但し纏めざるもの	五%	―	―
一五三	寫眞器具及同製品			
	(イ)活動寫眞撮影機	一五%	最低稅額毎個	二〇・〇〇
	(ロ)其他の寫眞器	同	同	1・00
	(ハ)標準幅三五粍の現像され又はされざる活動寫眞陽畫フキルムにして活動寫眞又は他の同樣の裝置により映寫公示する爲のもの	―	毎三〇・四八米（100リネア呎）	1・00
	(ニ)其他の活動寫眞フキルム	―	同	0・五〇
	(ホ)寫眞用ロール・フキルムにして未露出のもの	―	毎 卷	0・0六
	(ヘ)寫眞用感光板にして未露出のもの	―	毎 瓩	0・五〇
	(ト)寫眞用感光紙にして未露出のもの（製圖用感光紙を含む）	―	同	1・00
一五四	別號に含まざる護謨製品（硬化せざる）にして織物材料其他を混合したるもの			

	又はせざるもの			
	(イ)輪止め帶索	―	同	0・二〇
	(ロ)棚、各種板片、糸、パイプ、チエーブ（特殊用途の爲に切斷せるものを含む）但し裝備せるホースを除く	―	毎 瓩	0・三〇
一五五	運動用品			
	(イ)重量〇・二五五瓩を超えざるラケツトにして絲を張りたるもの又は張らざるもの	―	毎 個	0・三〇
	(ロ)重量〇・二五五瓩を超えるラケツトにして絲を張りたるもの又は張らざるもの	―	同	1・00
	(ハ)テニスボール	―	毎 打	1・二〇
	(ニ)ボール用護謨氣胞	―	毎 瓩	0・六〇
	(ホ)羽子	―	毎 打	0・六〇
一五六	文房具（紙を除く）			
	(イ)ペン先を附したる又は附せざる萬年筆及針先萬年筆	一五%	最低稅額毎本	0・三〇
	(ロ)萬年筆用ペン先	同	同	0・一五
	(ハ)筆記用又は圖畫用の普通鉛筆（頭部に消し護謨を附したるものを含む）但し繰出し鉛筆及石筆を除く	―	毎 本	0・0一
	(ニ)學校用石盤	―	毎 打	0・二〇
	(ホ)ペン軸	―	同	0・0八
	(ヘ)ペン先（萬年筆用ペン先を除く）	―	毎 哥	0・二〇
一五七	玩具			
	(イ)人形及同部分品、及主として護謨、セルロイド又は類似材料にて構成さるゝものにして別號に含まざる其他の玩具	―	毎 瓩	1・00
	(ロ)機械、撥條、蒸氣又は電氣仕掛の玩具及主として金屬にて構成さるゝ玩具	―	同	0・四〇
	(ハ)其他の玩具	―	同	0・三〇
一五八	傘及傘骨			
	(イ)絹又は人絹を張りたる傘	―	毎 本	1・00
	(ロ)其他の織物を張りたる傘	―	同	0・二五
	(ハ)其他の傘及傘骨	―	同	0・一〇
一五九	魔法瓶			
	(イ)完全なるもの	―	毎 個	0・三〇
	(ロ)同取替用硝子瓶	―	同	0・一〇
	(ハ)其他の部分品	―	同	0・二〇
一六〇	時計工匠製品			
	(イ)懷中時計及腕時計			
	(Ⅰ)金側又は白金側のもの	―	同	三・00
	(Ⅱ)其他のもの	―	同	二・00
	註、腕環等の如き附屬品は別に課稅す		、	
	(ロ)時計の側及同部分品、卽ち裏蓋、胴、表蓋等			
	(Ⅰ)金又は白金のもの	―	完全なる側毎個 部分品毎個	二・00 五・五〇
	(Ⅱ)其他のもの	―	完全なる側毎個 部分品毎個	1・00 0・五〇
	(ハ)懷中時計の機械裝置（別々に輸入したるもの）	―	毎 個	1・00
	(ニ)柱時計及同機械裝置（別々に輸入したるもの）			

(Ⅰ)置時計	—	同
(Ⅱ)其他のもの、但し以下の柱時計及同機械装置を除く、即ち建物の外側用の大型時計、電氣時計及調節時計	—	同

第五類　繊　物

第二十八節　繊物材料及同製品

総註一
「繊物」の意義

第二十八節に對する總話
繊物なる語は何等かの一種若くは數種の繊物材料より製造せられたる布帛を意味するものにして完成品又はゴム絲、リボン、テープ、打紐、トリミング、房、網及之等類似の製造品を意味するものに非ず

総註二
他の物質を以て被覆又は拖含せられたる絲類及繊物の課稅

繊物には下記を含むものと認めらる
(Ⅰ)レース及繍取（完成品に非ざるもの）
(Ⅱ)バヌン、サロン、パカマ（反物たるとコーデ又は其他たるを問はず）
繊絲、撚絲、繻絲及繊物に他の物質を以てせる被覆又は拖含物は絲類及繊物の關稅負擔にも聊も影響する所なし

総註三
一部非繊物材料の存する絲類及繊物の課稅

一部非繊物材料の存する繊絲、撚絲、繻絲及繊物（例へば金屬質の線條にて一部を組繊されたる絲類又は繊物、金箔等にて飾られたる繊物）は稅番第一六一乃至一六四號の他關稅定率表中何れかに列擧せられざる時は第一九八號に依り課稅せらるる

総註四
混繊せる繊物材料の存する絲類及繊物の課稅

數種繊物材料の混繊物を以て組繊せられたる繊絲、撚絲、繻絲及繊物は以下に依りて課稅せらるる

組繊	課稅方法
(イ)絹を含む混繊物	混繊物は其全體を適當なる絹稅率にて課稅せらる（第一六二號參照）
(ロ)以下の二種若くは其以上の繊物材料即ち綿、人絹、毛又は麻の混繊物	混繊物は其全體を構成材料中より高く又は最も高く課稅せらるゝものに適用せらるべき稅率にて課稅せらるゝものに適用せらるべき稅率にて課稅せらる但し右材料が全重量の五パーセント以下ならざることを要す、構成材料中より高く又は最も高く課稅せらるゝものが一個以上の稅率を持つ時は、同混繊物は全體をその性質に一致せる稅率及（又は）その一平方米の重量に依り課稅せらる
(ハ)絹、綿、人絹、毛又は麻以外の二種若くは其以上の繊物材料の混繊物	何れの構成材料重量も全重量の五パーセント以下なる時は、右材料は同混繊物に存せざるものと認めらる 混繊物は其全體を第一九八號にて課稅せらる
(ニ)一種又は數種の下記繊物材料（絹を除く）、即ち綿、人絹、毛又は麻の他の繊物材料との混繊物	混繊物は其全體を列擧材料中より高く又は最も高く課稅せらるゝものに適用せらるべき稅率にて課稅せらる、但し右材料が全重量の五パーセント以下ならざることを要す 列擧材料中より高く又は最も高く課稅せらるゝものが一個以上の稅率を持つ時は、同混繊物は全體をその性質に一致せる稅率及（又は）

その一平方米の重量に依り課稅せらる	—	同
何れの列擧材料重量も全重量の五パーセント以下なる時は、右材料は同混繊物に存せざるものと認めらる	—	同

総註五
從量稅を負擔すべき混繊完成品の課稅

稅番第一六五及一六六號記載の稅率を負擔すべき混繊完成品は右夫々の項目に從ひ課稅せらるべきものにして、その裏地、リボン、テープ、玉緣、釦、ファスナー、ラベル、桁絲、ゴム絲、トリミング又は其他類似の附屬品の如何には關係なし

総註六
混繊繊物材料より成る絲類又は繊物の申告

混繊物材料より成る繊絲、撚絲、繻絲及繊物の通關申告書には下記の證明を添記するを要す
(Ⅰ)絹を含む混繊物の場合は絹成分の重量パーセント
(Ⅱ)他の場合は、構成材料全部の名稱を擧げ、若し何れかの構成材料が全重量の五パーセント以下なる時は其の事實の證
斯の如き證明の缺如せる時は、絹を含む混繊物は最高の絹稅率を課せらるべく、又其他の混繊物は構成材料中、より高く又は最も高く課稅せらるゝものに適用せらるべき稅率にて課稅せられ右構成材料中、より高く又は最も高く課稅せらるゝものが一個以上の稅率を持つ時は、同混繊物はその性質に一致せる稅率及（又は）一平方米の重量に依り課稅せらる

総註七
一平方米の重量を基礎として課稅を受くる繊物の申告

一平方米の重量を基礎として課稅を受くる繊物の稅關申告書には一平方米の繊物重量の證明を添記するを要す
斯の如き證明の缺如せる時は、當該繊物はその現實の重量に關係なく適用せらるべき最高の稅率にて課稅せらる

一六一　綿		
(イ)棉花、屑棉を含む（別號に含まざるもの）	斤	〇・〇一
(ロ)繊絲、撚絲、繻絲		
(Ⅰ)生地（未晒のもの）	斤（但し小賣用として荷造したるものは直接包裝物の重量を含む）	〇・一〇
(Ⅰ)漂白（晒したるもの）	同	〇・一二
(Ⅱ)色染着色又は捺染のもの	同	〇・一五
(ハ)繊物		
註、下記項目に列擧せる繊物の最低稅率は從價一五%なり		
(1)生地（未晒のもの）		
(Ⅰ)一平方米の重量一〇〇瓦を超えざるもの	同	〇・一〇
(Ⅱ)一平方米の重量一〇〇瓦を超えるもの	同	〇・一五
(2)漂白（晒したるもの）		
(Ⅰ)一平方米の重量一〇〇瓦を超えざるもの	同	〇・二五
(Ⅱ)一平方米の重量一〇〇瓦を超えるもの	同	〇・三〇
(3)色染、着色又は捺染のもの		
(Ⅰ)一平方米の重量一〇〇瓦を超えざるもの	同	〇・三五

（Ⅰ）一平方米の重量一〇〇瓦を超えるも二〇〇瓦を超えざるもの	毎	瓩	〇・三〇
（Ⅱ）一平方米の重量二〇〇瓦を超えるもの	同	同	〇・一〇
一六二　絹			
（イ）生絲（繭及屑を含む）繊絲、總絲繊絲	毎	瓩（但し小賣用として荷造したるものは直接包裝物の重量を含む）	〇・六〇
（ロ）織物			
（Ⅰ）重量中絹含有量一〇％を超えざるもの	毎	瓩	一・一〇
（Ⅱ）重量中絹含有量一〇％を超えるも五〇％以下のもの	同	同	二・〇〇
（Ⅲ）純絹、又は重量中絹含有量五〇％を超えるもの	同	同	三・四〇
一六三　毛 註、毛なる語は馬毛及其他の獸毛をも含む			
（イ）繊絲、撚絲又は繊絲	毎	瓩（但し小賣用として荷造したるものは直接包裝物の重量を含む）	一・〇〇
（ロ）織物 人絹、麻 註、「麻なる語は亞麻又は大麻を意味す、但し稅則告知により稅關長は其他類似の繊維の絲絛生織物を麻として分類することを得	毎	瓩	一・二〇

（イ）人絹及（又は）麻の繊絲、撚絲、繊繊	毎	瓩（但し小賣用として荷造したるものは直接包裝物の重量を含む）	〇・二五
（ロ）人絹織物	毎	瓩	一・〇〇
（ハ）麻織物			
（Ⅰ）一平方米の重量三〇〇瓦を超えざるもの	同	同	一・〇〇
（Ⅱ）一平方米の重量三〇〇瓦を超えるもの	同	同	〇・四五
一六五 シングレット、シャツ、ブラウス、シュミーズ、其他の肌衣（ピジヤマ、寢衣及婦人用肌衣を含む）手巾及ネクタイにして、別號に含まざるメリヤスに編みたる又は然らざるもの			
（イ）專ら絹にて構成さるゝもの又は他の材料と交織さるものにして絹重量が優位を占むるもの			
（シングレット）	毎	打	〇・二五
（シャツ、シュミーズ、ブラウス）	毎	打	〇・七〇
（其他の肌衣）	毎	打	〇・二五
（手巾、ネクタイ）	毎	枚	〇・三〇
（ロ）專ら絹にて構成さるゝもの			
（シングレット）	毎	打	〇・二五
（シャツ、シュミーズ、ブラウス）	毎	打	〇・一〇
（其他の肌衣）	毎	打	〇・〇八

（ハ）其他のもの			
（手巾、ネクタイ）	毎	枚	〇・〇四
（シングレット）	毎	打	〇・一〇
（シャツ、シュミーズ、ブラウス）	毎	打	〇・一〇
（其他の肌衣）	毎	打	〇・一〇
（手巾、ネクタイ）	毎	枚	〇・〇五

註、交織材料より成る商品にして稅番第一六五號（ロ）又は同（ハ）項に入るべきものゝ通關申告書には左記の證明添記を要す

（Ⅰ）稅番第一六五號（ロ）項に入るべき商品の場合は當該商品が專ら絹にて構成さるゝものなること

（Ⅱ）稅番第一六五號（ハ）項に入るべき商品の場合は其の各組織材料の百分率

斯の如き證明の缺如せる時は當該商品は絹にて構成されたるものとして課稅せらる（卽ち稅番第一五六號（イ）項）

一六六　メリヤス製品			
（イ）短靴下及長靴下			
（Ⅰ）絹製のもの、又は他の材料と交織さるゝものにして絹重量が優位を占むるもの	（短靴下）毎	足	〇・一〇
	（長靴下）毎	足	〇・一五
（Ⅱ）專ら綿にて構成さるゝもの	（短靴下）毎	足	〇・〇三
	（長靴下）毎	足	〇・〇五
（Ⅲ）其他のもの	（短靴下）毎	足	〇・〇二
	（長靴下）毎	足	〇・〇三

註、交絲材料より成る商品にして、稅番第一六六號（イ）の（Ⅱ）項又は同（イ）の（Ⅱ）項に入るべきものゝ通關申告書には左記の證明添記を要す

（Ⅰ）稅番第一六六號（イ）の（Ⅰ）項に入るべき商品の場合は其の各組織材料の百分率

斯の如き證明の缺如せる時は當該商品は絹にて構成されたるものとして課稅せらる（卽ち稅番第一六六號（イ）の（Ⅰ）項）

（ロ）ジヤージー、スウエーターカーデイガン、メリヤス製の上衣及類似の商品

（Ⅰ）毛、絹又は人絹にて構成さるゝもの、又は之等諸材料を交織したるもの、若くは之等諸材料の一又は全部を其他の材料にて交織したるものにして之等諸材料の一又は全部が重量の優位を占むるもの

（Ⅱ）其他のもの	毎	瓩	〇・八〇
註、稅番第一六六號（ロ）の（Ⅱ）項に入るべき商品の通關申告書には各構成材料の百分率の證明添記を要す	同	同	〇・二五
斯の如き證明の缺如せる時は當該商			

品は稅番第一六六號(ロ)の(1)項により課稅せらる

一六七	ブランケット			
	(イ)綿の重量三〇%より少からざるもの	毎	瓩	〇・二五
	(ロ)其他のもの	同	同	〇・六〇
	註、稅番第一六七號(イ)項に入るべき商品の通關申告書には、專ら綿にて構成されたるものなること、又は各構成材料の百分率を示す證明の添記を要す			
一六八	編上靴、短靴、其他類似のものゝ打紐にて、主として織物材料にて構成されたるもの	毎	打	〇・〇二
一六九	別號に含まざる主として織物材料にて構成されたる絨緞及類似の床敷物	毎	瓩	〇・六〇
一七〇	主として織物材料にて構成されたる白熱マントル	毎	個	〇・〇二
一七一	ラムプ鐙芯(織物材料の何たるを問はず)	毎	瓩	〇・二五
一七二	主として織物材料にて構成されたる完成品の蚊帳			
	(イ) Mung Frajohm と稱せらるゝ型のものにして各幅一・三〇米を超えざるものなる時	毎	瓩	〇・二五
	(ロ)其他のものにして、各幅四米を超えざるもの	同	同	〇・六〇
一七三	主として讀織引又は油引の織物材料にて構成されたる別號に含まざるオーヴアコート	毎	瓩	〇・二五
一七四	完成品にして主として織物材料にて構成されたる別號に含まざるテーブル用ペット用、化粧用「リンネル」			
	(イ)綿の重量八〇%より少からざるもの	毎	瓩	〇・三五
	(ロ)其他のもの	同	同	一・一〇
	註、稅番第一七四號(イ)項に入るべき商品の通關申告書には、專ら綿にて構成されたるものなること、又は各構成材料の百分率を示す證明の添記を要す			
	斯の如き證明の缺如せる時は當該商品は稅番第一七四號(ロ)項により課稅せらる			
一七五	主として織物材料にて構成されたる完成品のタオル	毎	瓩	〇・三五

第六類 輸入稅免除

第二十九節 輸入稅を免除せらるゝ物品

稅番	分類	稅率
一七六	飛行機及之と共に輸入したる同部分品及附屬品にして、其の最初の裝備の部分をなすもの、飛行機の構成部分品及裝	無稅

備品にして其の修繕又は取替用に輸入したるもの

一七七	特に科學用に適する器械器具、即ち	
	(イ)特に化學分析及試金作業に適する器械器具(試金天秤感度二瓩又は以下の化學用天秤、試金用鑪、實驗用レトルト、フラスコ及類似の容器を含む)	無稅
	(ロ)化學的製造又は實驗室にて使用する絡和硅土又は白金製レトルコ、皿並に其他の器具	無稅
	(ハ)顯微鏡(掛替實備品及修繕取替品を含むも顯微鏡と共に使用する物品及材料を含まず)	無稅
	(ニ)斯の如き其他の器械器具にして、官報に公告して實施する稅關長の命令に列擧せらるゝが如きもの	無稅
一七八	特に外科醫、齒科醫又は光學者の使用する器械器具及材料品、即ち	
	(イ)特に人體の畸形を矯正し、又は斯の如き缺陷を減少緩和し、若くは斯の如き體軀の一部を代用せしむるに適する着用具(副木を含む)半襲者の補聽管及聽音器	無稅
	(ロ)外科用及齒科用器具	無稅
	(ハ)外科用材料品即ち繃帶用の綿紗、リント、麻屑、綿及整形用フエルト、粘着性硬膏、但し治療用膏藥、スポンヂオピリン、テグス、殺菌したる又は其他の縫糸類を除く	無稅
	(ニ)義齒、義齒の編組の調製及製作、又は齒科醫が患者の口中治療用に特に豫定、計畫されたる材料品にして別號に含まざるもの	無稅
	(ホ)光學者の試驗用ケース、試驗カード及圖表、眼鏡用レンズ	無稅
一七九	所持者の私用品として輸入されたる携帶行李、但し自動車輛、酒精飲料、銃器、彈藥及消費食料品を除く	無稅

	註一、「行李」なる語は左記相當數量を含むものとさる	
	(イ)服裝品、職業用裝具及其他の私用家財	
	(ロ)家庭用家財(家具、絨緞、硝子器、ナフキン類、及物、陶器、金屬器量)にして旅客の私用若くは家庭用品なることを稅關長に承認を得たるもの	
	註二、行李と共に連結して用ひられる際の「携帶」なる語は旅客の到着前より一ケ月以内又は旅客の到着後下記期間内に到着せる行李を含むものと認めらる	
	海峽植民地、馬來聯邦、又は印度支那よりのものは二週間	
	其他の亞細亞諸地よりのものは五週間	
	其他の港又は國よりのものは一〇週間	
	稅關長は例外と認めらるべき情況に應じ上述期間を延長する權力を與へらる	
一八〇	クロロホルム、純精エーテル、硫化エーテル、ヨードホルム	無稅
一八一	壓搾、液體、固體瓦斯用のシリンダー	無稅
一八二	以下列擧の殺菌劑、即ち水を加ふれば石鹼質の殺菌劑となる調劑を形成する、アルカリと化合されたる炭脂酸、及其他の殺菌劑にして、官報に公布して實施する稅關長の命令に列擧せらるゝが如きもの	無稅
一八三	二ケ年以内に其の性質又は形狀に何等の改變を加へずして再輸入したる輸出品(再輸出品を含む)にして、輸出の際再輸入證書を受けたるもの	無稅
	註、稅關長は例外と認めらるゝ情況に應じ再輸入證書に關する要求を拒否する權力を與へらる	
一八四	以下列擧の肥料、即ち化學的に調製せられざる動植物質の肥料、窒素、燐酸又は加里質等の鑛物若くは化學肥料及其	無稅

等の混合品其他の肥料にして、肥料用として泰國内に於てのみ使用するものなることを稅關長に滿足さるゝやう證明したるもの

註、稅關長は肥料なりと主張せられたる當該項目中の物質にして、下記の如く思惟する時はその無稅通關を拒絶する權力を與へらる

(I)主たる用途が土壤の肥沃以外の爲に輸入されたるもの

又は(II)鑛物質又は化學質なるものゝ場合、その企圖せる目的が土壤の肥沃なりと明確に認めらるゝ程の顯著なる不純物を有せざるもの

又は(III)包裝より見て土壤の肥沃用のものなりと認むる能はざるもの

一八五 携帶用化學操作の消火器 無稅

一八六 地金銀(金箔を含む)及貨幣、及通貨に關する法律中に掲げられたる重量、純分並方法によるニツケル又は青銅貨幣にして國庫の輸入したるもの 無稅

一八七 ガンニー袋 無稅

一八八 以下に掲ぐる農業用の殺虫劑及殺菌劑、即ちシアン化カルシウム、カルシウム、鉛、ニコチン、オルソデイクロルベンジン、パラデイクロルベンジン等の砒素及之等物質又は類似の物質を原料としたる調製品、其他の殺虫劑及殺菌劑にして、農業用として正規に泰國に於てのみ使用するものなることを稅關長に滿足さるゝやう證明したるもの 無稅

註、稅關長は當該項目中の物質にしてその主たる用途が農業用殺虫劑又は殺菌劑以外の爲に輸入されたるものと思惟する時はその無稅通關を拒絶する權力を與へらる

一八九 馬、繁殖用なることを稅關長に滿足さるゝやう證明したる其他の生きたる動物、但し魚類、甲殼類及軟體動物を除く 無稅

一九〇 阿片專賣局により使用せらるゝ阿片 無稅

一九一 特に鼠族驅除用に用ひらるゝ器械器具 無稅

一九二 無稅品又は從量品入りの各種容器(特に規定ある罎を除く稅番第七七號註參照)但し元來物品運搬用容器として使用するやう考案されざる容器及空にて輸入したる場合に其の容器に課する稅を脱する意向を以て商品を詰めて輸入したるものと稅關長に於て思惟したる容器を除く 無稅

註、容器に課稅さるゝ如き場合には右容器に對する申告は輸入申告書に別々に記入することを要す

一九三 商品見本(但し見本用にのみ適するもの) 無稅

一九四 增殖用の種子、植物及其等の一部分 無稅

一九五 別號に含まざる動物學、植物學、鑛物學及解剖學標本 無稅

一九六 美術製作品(繪畫、彫刻及類似のもの)にして營利を目的とせざる公共團體により常設公衆展覽の爲に輸入したるもの 無稅

一九七 下記の貨物にして輸入の日より六ケ月以内に再輸出さるべきもの

註一、此の場合稅關長は其の適當と認むる形式及額の保證を要求し、契約したる全義務が履行されたる後に於てのみ該擔保を拂戻し、又は返還するものとす、輸入者に於て六ケ月の期限滿了前に稅關長に對し右期限の延長を出願する時は、稅關長は特別の場合には更に六ケ月を超えざる期間の延長を許すことあるべし

註二、「携帶」なる語は稅番第一七九號註二に從ひて解釋せらる

(イ)泰國に渡來せる巡回興業者が輸入したる演劇其他類似の興業に使用する物品 無稅

(ロ)科學的又は教育的の實驗若くは證明に使用する器械又は物品にして、右實驗又は證明の目的の爲一時泰國を訪れたるものが輸入したるもの 無稅

(ハ)持主が携帶する道路用車輛、ヨット及飛行機 無稅

(ニ)記錄をなす目的にて泰國を一時訪れたる者が輸入したる、見得る又は聞き得る記錄をなす裝置、但し記錄用のフイルム、圓盤又は他の物品を除く 無稅

(ホ)泰國を一時訪れたるものが輸入したる銃器 無稅

(ヘ)營利を目的とせず公衆の觀覽用に供せらるべき物品にして販賣用に非ざるもの 無稅

(ト)稅關長により定められたるが如き條件に從ひ、修繕用として輸入されたる物品 無稅

(チ)別號に含まざる商品見本にして泰國を一時訪れたる者が輸入せるもの、但し右見本は列擧されたる商品部屬を代表するものにして、輸出時には直ちに判別し得られ且つ其の數量又は價額が全體として見て、見本なる語の通常の意義を既に構成せざるものに非ざることを要す 無稅

(リ)建物、設備、機械裝置又は其他の構造の建築若くは据付用の工具及裝備にして上記の目的の爲泰國を一時訪れたる者の携帶、輸入したるもの 無稅

第七類 一般從價稅率を課せらるべき商品

第三十節 其他の全商品

稅番	分類	稅額 從價	稅額 從量 課稅單位	稅額 從量 稅率
一九八	本定率表の別號に掲げ又は含まざる全商品	一五%	—	—

輸出稅表

稅番	分類	稅額 從價	稅額 從量 課稅單位	稅額 從量 稅率
一	白米	四・二%	—	—
二	白碎米	四・四%	—	—
三	白粉米	三・二%	—	—
四	玄米	五・四%	—	—
五	玄碎米	三・七五%	—	—
六	玄粉米	三・二%	—	—
七	籾	七%	—	—
八	屑護謨(本屑、節屑、土砂護謨及護謨樹より削りたる樹皮を含む)	七%	—	—
九	液體護謨ラテツクス	七%	—	—
一〇	別號に含まざる護謨	七%	—	—

定率表に對する注意

一、當該稅表の各種並に各節の頭書は主として分類上の便宜より使用したるものにして、定率表の解釋には何等影響する所なし。

二、當該稅表中に現はるゝ「直接包裝物の重量を含む」なる語は

(I)單にカード、厚紙、紐、其他の物料に結び附け或は添附したる商品の場合はラベル又は結束物として用ひられる紙、糸等の重量に加へて前記物料の重量をも含み

(II)結び附け、或は添附せざる商品の場合は、商品を納めたる直接容器の重量を含む。

"n.e.i."なる語は他の箇所に含まざることを意味す。

三、當該稅表により支拂はるべき關稅合計の計算の際、端數合計が〇・五英貨磅に滿たざる時は之を切捨て、端數〇・五英貨磅若くは其以上なる時は一英貨磅として算入す。

昭和十六年十月五日印刷
昭和十六年十月十二日發行
【非賣品】

發行所　日本繊糸布輸出組合
大阪市東區本町三丁目廿六番地
（發工聯合館）

發行人　竹原寅之助
西宮市津門西口町五十三番地

印刷人　光川勝治郎
大阪市西區土佐堀通
四丁目五番地
（株式會社三有社）

921
124

R
346.5
N77